

周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務等に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

周防大島町立東和病院は、病院利用者等の利便性向上を図ることを目的とし、売店運営業者を選定するためにプロポーザルを実施する。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式により優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

3 公告

周防大島町公告式条例（平成16年周防大島町公告式条例第3号）による公告及び周防大島町病院事業局ホームページにより周知。

4 業務の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務 |
| (2) 業務場所 | 周防大島町立東和病院東棟1階 |
| 設置面積 | 東棟1階12.08㎡（床面積） |
| (3) 業務内容 | 別紙1「周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務等に関する仕様書」のとおり |
| (4) 契約形態 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産の目的外使用による使用許可による。 |
| (5) 契約期間 | 令和6年2月1日から令和11年1月31日まで |

5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 売店を運営できる法人、個人事業主又は複数の事業者で構成される事業者連合体とする。また、事業者連合体で応募の場合は、代表者を定めること。
- (2) 売店運営にあたり、食品衛生法（昭和22年法律233号）、医療機器販売等に関する関係法令等の規定に基づく許可等（届出を含む。）が必要な場合は、営業開始までに確実に取得できる者であること。

なお、事業者連合体で応募の場合は、構成事業者のうち1者以上が満たしていること。病衣類の洗濯を行う場合は、一般財団法人医療関連サ

ービス振興会が認定する工場で行うこと。また、プライバシーマークの認定を受けていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 中国地方5県内に本社、本店又は営業所等活動拠点を置いていること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する指定暴力団連合、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 過去3年間に於いて食品衛生法に違反したとして行政処分を受けた者でないこと。
- (9) 印鑑証明書、履歴事項全部証明書及び滞納のないことを証する納税証明書の提出が可能な者。
- (10) 別紙1「周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務等に関する仕様書」をすべて満たすことができる者。

6 運営基本条件

運営基本条件は、次に掲げるとおりとするが、企画提案書における事業者の提案事項とする。

- (1) 営業日及び営業時間
月曜日～金曜日 午前9時30分から午後1時30分まで
- (2) 休業日
土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日
- (3) 営業開始日
令和6年2月1日（木）とする。ただし、当該日前に営業開始できる場合は、この限りでない。

7 参加手続き

本件プロポーザルに参加する者は、次により書類を提出すること。

- (1) 受付期間
令和5年11月24日（金）から12月15日（金）まで
- (2) 参加申込方法
参加資格要件を満たし、事業の選定を希望する事業者は、「周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務に関する公募型プロポーザル参加申込書」（様式第1号）により、郵送又はFAX

で担当部局まで提出する。

※FAX送信後、電話連絡にて担当部局に確認すること。

(3) 申込書提出期限 令和5年12月15日(金)午後5時必着

8 現地説明会

参加申込書が受理された者のうち、現地説明を希望する事業者に対して業務委託に係る現地説明会を次のとおり実施する。

(1) 申込期間 令和5年11月24日(金)から12月4日(月)まで

(2) 申込方法 参加希望者は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに担当部局に「現地説明会参加申込書」(様式第2号)によりFAXで提出すること。

※FAX送信後、電話連絡にて担当部局に確認すること。

(3) 申込期限 令和5年12月4日(月)午後5時必着

(4) 実施日 令和5年12月5日(火)午後2時から午後3時まで

9 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次により質問することができる。

ただし、提案書の作成に必要な事項及び本事業の実施に係る条件に限るものとし、評価、審査に係る内容など本事業の提案に必要なないと判断される質問は受け付けない。

(1) 質問方法 質問内容を「質問書」(様式第3号)に簡潔に記入し、担当部局にFAXすること。

※FAX送信後、電話連絡にて担当部局に到着確認を行うこと。

(2) 質問期間 令和5年11月24日(金)から
令和5年12月7日(木)まで

(3) 質問書提出期限 令和5年12月7日(木)午後5時必着

(4) 回答方法 質問書に対する回答は、受付日の翌日から起算して、3日以内(土日祝日を除く。)に周防大島町病院事業局ホームページへ掲載する。

10 企画提案書の作成及び提出

(1) 「周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務企画提案書」(様式第4号)及び「暴力団排除に関する誓約書」(様式第5号)に必要な書類を付して提出すること。

(2) 企画提案書には、周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務仕様書により以下の項目を盛り込まなければならない。

① 経営の安定、収支見込み

ア 「客単価」「客数（１日平均）」から月間売り上げ見込み額

※月間売上見込額＝「客単価」×「客数（１日平均）」×３０日

イ 人件費、材料費、その他費用

② 経営の実績

直近の貸借対照表及び損益計算書

③ 業務を希望する理由

④ 店舗の運営方針

「コンセプト」、「サービス水準」、「サービスの特徴」等店舗運営の考えについて

⑤ 利用者満足度の把握と反映方法

利用者の満足度調査の実施予定の有無、調査方法、サービスへの反映方法について

⑥ 衛生面と安全面の確保

運営上の衛生面及び安全面の確保に対する取組方針及び具体的な対処方法について

⑦ 従業員への指導、管理、教育、接遇体制

⑧ 営業日と営業時間

平日、土曜、日曜、祝日、年末年始の営業時間を記載すること。休業日の場合は、その旨を記載すること。

⑨ 品揃え、価格及びレイアウト

ア 主要な商品２０品目について、価格（消費税込）を含めて記載すること。なお、周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務等に関する仕様書の、６（６）①に掲げる商品については、主要な商品２０品目に含めて記載すること。

イ レジや陳列棚等のレイアウトを作成すること。

⑩ 自由提案

病院の有益性、利用者の利便性や満足度向上のため、事業者が自主的に行おうとするサービスがあれば記載すること。

⑪ 施設改修等の計画

開店にあたり施設改修や新たな設備が必要となる場合は、その内容と業務受託までのスケジュール

（３）提案書の様式

様式、Ａ４版とすること。

（４）提出期間 令和５年１１月２４日（金）から１２月１５日（金）まで

（５）提出期限 令和５年１２月１５日（金）午後５時必着

（６）提出先 周防大島町病院事業局

（７）提出方法 郵送又は持参により提出すること。

（８）提出部数 ９部（原本１部、写し８部）

- (9) 提案書を受理した後はその追加及び修正はできない。
- (10) 提案書の作成等に要する全ての費用は提出者の負担とする。

1 1 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しないとき。
- (3) 公告及び実施要領等を示された条件に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現が用いられているとき。
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 委員又は担当部局等関係者に対し、直接的又は間接的に援助を求めたとき。
- (8) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

1 2 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 参加申込書提出期限 | 令和5年12月15日(金)午後5時必着 |
| (2) 現地説明会申込期限 | 令和5年12月4日(月)午後5時必着 |
| (3) 現地説明会 | 令和5年12月5日(火)午後2時～3時 |
| (4) 質問書の提出期限 | 令和5年12月7日(木)午後5時必着 |
| (5) 質問書に対する回答 | 土日祝日を除く受付日の翌日から起算して
3日以内 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和5年12月15日(金)午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和5年12月下旬
(詳細は後日連絡) |
| (8) 審査結果通知 | 令和6年1月9日(月) |
| (9) 使用許可に関する手続き | 令和6年1月12日(金)～26日(金) |
- ※日程については、変更する場合がある。

1 3 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、周防大島町立東和病院売店運営・自動販売機設置業務・入院セットサービス業務に関する公募型プロポーザル審査委員会にて行う。

- (2) 評価については、別紙2「企画提案書等評価基準書」の評価基準の配点に基づき評価し、選定については、委員ごとに評価点の合計が最も高い事業者から順位をつけ、1位とした委員の人数が最も多い事業者を優先交渉権者とする。次点を次点交渉権者とする。

1位とした委員の人数が同数の場合は、委員の評価合計点の総合計が最

- も高い事業者を優先交渉権者とする。
- (3) プロポーザル参加事業者が1社の場合は、各委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、その事業者を優先交渉権者とする。
- (4) 審査委員会は非公開とし、審査経過の照会に対する回答は行わない。
- (5) プレゼンテーションの実施等
- ① 日時 令和5年12月下旬（詳細は後日連絡）
 - ② 場所 周防大島町病院事業局
 - ③ 方法
 - ア プレゼンテーションに参加する説明者は3人以内とする。
 - イ プレゼンテーションは、提案時間20分以内、質疑応答10分以内とする。
 - ウ プレゼンテーションの方法は、実施要領の10（2）①～⑪、企画提案書の順に説明すること。
 - エ パソコンは提案者が持参すること。スクリーン、プロジェクター、ホワイトボードは主催者が準備する。（詳細は後日決定する。）

1.4 選定後の手順

- (1) 選定結果は参加者全員に文書で通知する。
- 優先交渉権者は、周防大島町病院事業局と業務場所の使用について企画提案書に基づき協議の上、周防大島町病院事業局の決定を受けることにより使用者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と協議を進めることとする。
- (2) 行政財産使用許可は、上記(1)の協議が終了した後に行うものとする。
- (3) 行政財産使用許可後において、使用者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、使用許可を取り消すことができるものとする。
- (4) その他
- ① 提出された書類は、本選定以外の目的には使用しない。
 - ② 提出された書類は、提案者に無断で公表、複製及び使用することはできない。ただし、提出書類は、周防大島町情報公開条例（平成16年10月1日条例第11号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。
 - ③ 提出された書類は返却しない。
 - ④ 周防大島町病院事業局が提出した資料は、無断で公表・使用するこ

とはできない。

⑤ 本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。

1 5 担当部局 〒742-2106

山口県大島郡周防大島町大字小松1388番地6

周防大島町病院事業局 総務課

TEL : 0820-74-2332

FAX : 0820-74-5067